

平成 25 年 9 月 27 日

消 防 庁

## 双葉消防本部支援調整会議の設置

福島第一原子力発電所の事故により、管轄区域のほとんどが避難指示区域に指定されている福島県の大葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「大葉消防本部」という。）では、「福島支援全国消防派遣隊」による消防活動等の支援が行われているところです。こうした中で、大葉消防本部では、10月以降、消防職員の新規採用により、職員数も震災前の水準に復する目途が立つなど、消防力は回復しつつあります。一方、大葉消防本部管内における被災状況に鑑み、その消防活動上の課題を継続的に把握し、必要な支援を行うため、「大葉消防本部支援調整会議」を設置することとしました。

### 1 趣旨

大葉消防本部の管轄区域内の消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、大葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行うため、「大葉消防本部支援調整会議」を設置します。

### 2 検討・調整事項

- (1) 大葉消防本部の消防活動上の課題に対する支援等に関する事項
- (2) 福島県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊による支援体制に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

### 3 設置要綱

別紙1のとおり

### 4 委員

別紙2のとおり

### 5 第1回調整会議の開催

- (1) 日時：平成25年9月28日（土）13時00分～
- (2) 場所：福島県自治会館 301 会議室 福島県福島市中町8-2



【連絡先】<消防庁 消防・救急課>  
担当：坂本、今井  
電話：03-5253-7522  
FAX：03-5253-7532

## 双葉消防本部支援調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）の管轄区域内の消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行うため、「双葉消防本部支援調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討・調整事項)

第2条 調整会議では次に掲げる事項を検討・調整する。

- (1) 双葉消防本部の消防活動上の課題に対する支援等に関する事項
- (2) 福島県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊による支援体制に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 調整会議は次に掲げる団体の委員で構成し、消防庁の委員が座長を務めるものとする。

- (1) 消防庁
- (2) 双葉消防本部
- (3) 福島県
- (4) 全国消防長会
- (5) 福島県消防長会
- (6) その他必要と認める団体

(庶務)

第4条 調整会議に係る庶務は、消防庁消防・救急課が処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は委員の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成25年9月28日から実施する。

双葉消防本部支援調整会議委員（第 1 回会議）

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 稲岡 伸哉  | 消防庁消防・救急課長            |
| 西村 栄一  | 双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長   |
| 長谷川 哲也 | 福島県生活環境部長             |
| 樋口 孝利  | 全国消防長会事業部長            |
| 高梨 敏則  | 福島県消防長会会長（福島市消防本部消防長） |